

平成 31 年度(2019 年度)

山手台地区における通学区域の弾力的運用（区域外就学）実施要領

1 概要

山手台北部地域に居住する生徒の中学校への通学途上の安全性を確保するとともに、山手台地区を含む中山・山本地域全体における学校規模の適正維持を目的として、山手台地区の一部の地区の生徒については、本来の校区である「山手台中学校」に加えて、保護者からの申請に基づき、「中山五月台中学校」のいずれかを選択して進学できる「通学区域の弾力的運用地域」（区域外就学）を指定する。

2 通学区域の弾力的運用の指定地区

(1) 山手台西 4 丁目

(2) 山手台東 5 丁目

※平成 32 年(2020 年)3 月 31 日までに上記(1)又は(2)に転入予定の児童を含む。

※山手台東 4 丁目は、居住者が発生した段階で指定地区とする。

3 適用開始時期

平成 31 年(2019 年)4 月に中学校へ入学する生徒から（現 6 年生）

4 上限人数の設定

(1) 上限人数の考え方

本制度の運用により、山手台中学校の学級数（全 12 学級）に影響が出ないように、上限人数を設定する。

(2) 上限人数の設定方法

上限人数は、毎年、5 月 1 日の住民基本台帳や開発申請等に基づいて作成する生徒数推計のうち、山手台中学校の新 1 年生の推計値から学級維持に必要な生徒数を差し引いた人数の範囲内とし、毎年、その人数を定める。

※平成 31 年度(2019 年度)は 20 人とする。(別紙「生徒数・学級数 資料」参照)

5 上限人数を超えて申請があった場合の対応

(1) 第1優先・・・兄弟姉妹を優先する

兄弟姉妹が別の学校へ就学した場合、保護者に負担がかかることから、既に兄弟が、本制度等により中山五月台中学校へ進学している場合、弟妹を優先して許可する。

(2) 第2優先・・・通学距離

本制度の主旨は、指定校である山手台中学校までの通学距離と比べて中山五月台中学校までの通学距離が近い地域を指定しており、距離を基準に考えていることから、指定地区内においても、自宅から中山五月台中学校までの通学距離が、より近い方を優先して許可する。

6 スケジュール

10月4日～	申請書の送付
10月26日	申請書の提出締切（持参の場合は10月31日まで）
11月上旬	上限人数を超えた場合は選考
11月中旬	申請した保護者へ通知（許可・不許可のいずれも通知します）
1月	制服採寸、就学通知書の発送、入学説明会
4月	入学

<参考>



